

「タイプ2ロックサービス」における 集中管理による契約スキーム について

2014年9月30日

「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」
提出資料

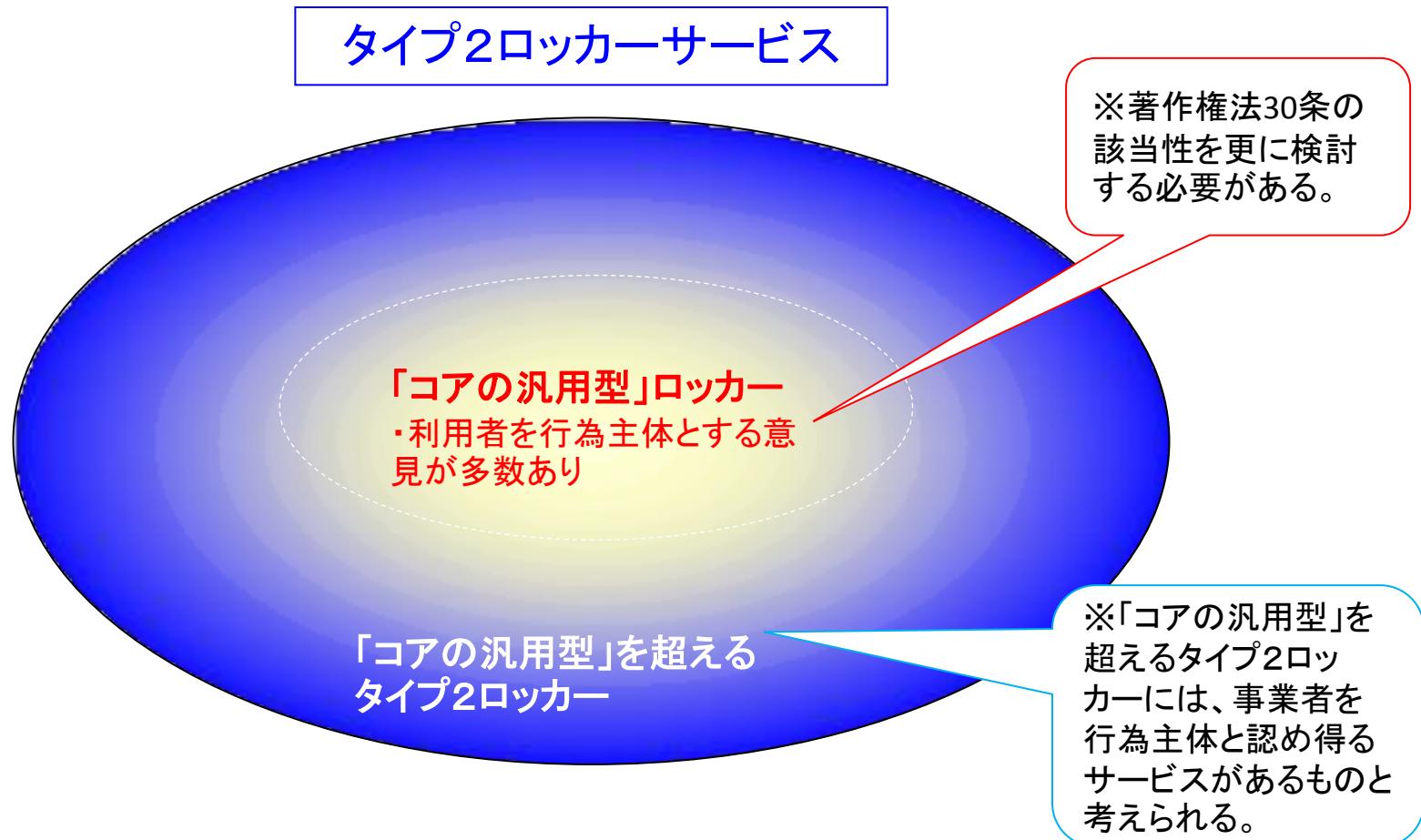
日本音楽著作権協会
日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター
日本レコード協会

1. 総論

- 先進的技術を用いたロック型クラウドサービスは、利用者が高度な利便性を享受し得るサービスとして今後の発展が期待されている。
- ビジネスの成功においては、ステイクホルダーである「サービス事業者」、「利用者」および「クリエイター（権利者）」の三者全てがWINとなる仕組みの構築が不可欠と考える。
- ロック型クラウドサービスは、サービス事業者と権利者が密接な協力関係を構築し、ビジネスとしての取組みを促進することによって、「適法」「安心」かつ「便利」な環境を利用者に提供できるものと考える。
- サービス事業者と権利者の契約を促進するため、我々音楽権利者団体は、ワンストップ型の集中管理の導入による契約の円滑化方策を提案する。

2. 前回本小委員会での検討

- 前回(9/18)はタイプ2の「コアの汎用型」ロックーについて検討した。
- 利用行為主体は「利用者」と解すべきとする意見が多数あった。



3. タイプ2ロッカーにおける契約について

【契約処理の意義】

- ・仮に「コアの汎用型」に関する行為主体を「利用者」と解した場合でも、その範囲を超えるサービスには、複製への関与度合い等の評価から「事業者」を行為主体と認め得るものがある。
- ・現実サービスの境界は曖昧であり、今後登場する新サービスも予測しがたいことから、明文の規定による線引きは困難。



タイプ2ロッカー全体における多様なニーズに対応し得る柔軟性のある契約スキームを用意することが「現実解」ではないか。



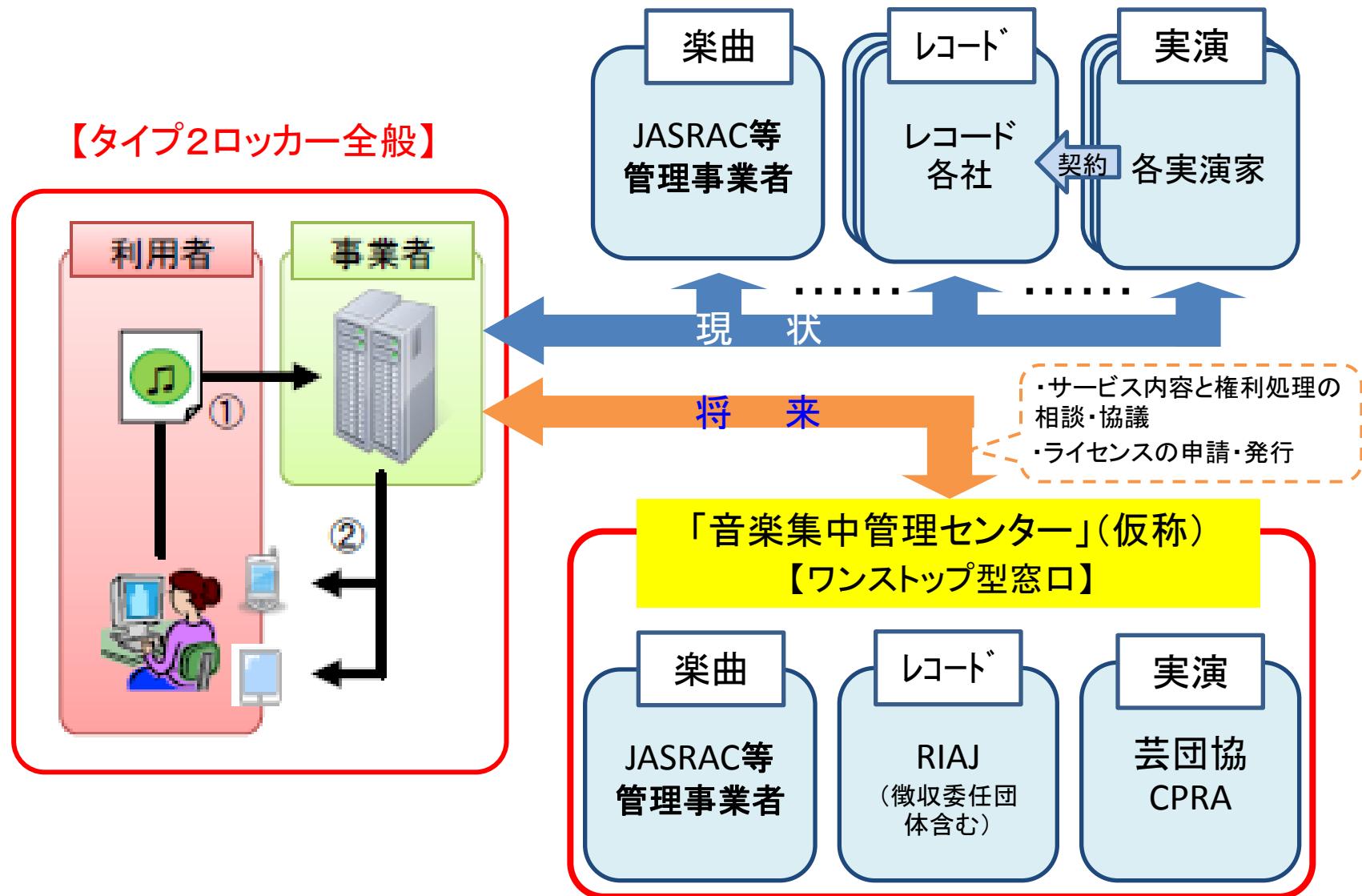
【想定される課題と対応】

事業者によっては、「数多くの権利者と契約を行うのは煩雑」「誰と話したらいいかわからない」等の課題が想定される



我々3団体は、**ワンストップ型の窓口を設置し、集中管理**による契約円滑化方策を検討する

4. タイプ2ロッカーにおける「ワンストップ型集中管理」の概念について



5. 検討中の概要

【ワンストップ型窓口の位置づけ】

・「音楽集中管理センター」(仮称)は、事業者及び同センター構成団体と密接に協力し、事業者が計画するサービス内容と権利処理の相談・協議にあたるとともに、ライセンスの申請窓口業務を行う

- ・同センターを窓口としつつ、音楽著作権はJASRAC等の管理事業者、レコード原盤は日本レコード協会、レコード実演は芸団協CPRAが各々一任型管理事業者として契約等実務にあたる(契約、使用料の請求・収受及び分配等)
- ・各管理事業者は、可能な限り契約等実務を簡素化するよう努める

【ライセンスの種類と対象】

- ・原則として「包括的利用許諾契約」とする
- ・サービスの機能及び著作物等の利用度合いに応じてライセンスに柔軟性を持たせることを検討する

6. 想定される疑問点について

【非管理の音楽権利者、音楽著作物等の取扱い】

同センター及び各構成団体は以下の取組みに努める

- ・各構成団体が取り込み努力を行う
- ・同センターを一任型管理事業者とする管理委託の受皿を検討する

【個別ビジネスとの関係について】

サービス事業者と権利者双方が、集中管理に依らない個別の直接ビジネスを選択する場合、集中管理はそれをオーバーライドするものではない。